

### <年度の途中で65歳になられる方>

7月の本課税の時から誕生月の前月(月の初日生まれの方は前々月)までの分を計算して課税していますので年度途中での再計算はありません。

※65歳からは国民健康保険税とは別に『介護保険料』を納めるようになります。

### <年度の途中で40歳になられる方>

40歳の誕生月(月の初日生まれの方は前月)から介護納付金分を納めていただくこととなりますが、7月以降に40歳になられる方については、7月の本課税の時に前もって介護納付金分を課税することはできませんので、年度の途中で再計算をさせていただき増額分を通知します。

## ●国民健康保険税納税を滞納すると・・・

納期限までに納付されない場合は督促状が発布され、100円の督促手数料を加算して納めていただくこととなります。

また、特別な理由もなく国民健康保険税の滞納が続きますと、有効期限の短い「短期被保険者証」や、病院窓口で医療費をいったん全額自己負担する「資格証明書」が交付されたり、国保の給付等の制限を受ける場合がありますので、忘れずに納期限までに納めてください。

【お問い合わせ先】 役場保健福祉課 ☎ 77-3614

## 子どもはぐくみ医療費受給者証の 更新手続きについて

現在お持ちの受給者証は、平成25年6月30日で有効期限が終了します。更新手続きがまだの方は、次の事項にご留意のうえ、手続きをしてください。

なお、現在使用している受給者証は、有効期限終了後、ご返却ください。



**【助 成 対 象】** 満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者  
※所得制限があります。

**【更新手続き場所】** 美波町役場 保健福祉課 ・ 由岐支所 住民室 ・ 阿部出張所

**【提出する書類等】**

- 受給者証交付申請書
- 被保険者証又は組合員証の写し(乳幼児・児童の分)
- 受給者(保護者のうち、主たる生計者)が住民登録外者又は平成25年1月2日以後に転入された方は、平成25年度(平成24年中所得)所得課税証明書  
(※所得確認が必要となるので、収入の申告ができていない方は、申告をしてください。)

【お問い合わせ先】 役場保健福祉課 ☎ 77-3614 ・ 由岐支所住民室 ☎ 78-2212